

鳥取県告示第 778 号

平成 15 年鳥取県告示第 378 号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>1 略</p> <p>2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準</p> <table border="1" data-bbox="220 801 778 846"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	略	<p>1 略</p> <p>2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準</p> <table border="1" data-bbox="826 801 1385 846"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	略
略			
略			